

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆ 高年齢雇用継続基本給付金について（厚労省 HP 抜粋） ◆ 労務 Q & A
- ◆ 年金を増やす手段② ◆ 助成金情報 ◆ 安全衛生特集①（はい作業の危険防止）

● 高年齢雇用継続基本給付金について（厚労省 HP 抜粋）

雇用保険の給付は失業している場合だけでなく、働きながらも受けられる給付金があります。今回は「高年齢雇用継続基本給付金」について簡単にご紹介します。

【対象】基本手当を受給していない方を対象とする給付金で、原則として 60 歳時点の賃金と比較して、**60 歳以後の賃金（みなし賃金を含む）が 60 歳時点の 75% 未満となっている方**で、以下の 2 つの要件を満たした方が対象となります。

【要件】1. **60 歳以上 65 歳以下**の一般被保険者又は高年齢被保険者であること
2. **被保険者であった期間が 5 年以上**であること等

【支給額】60 歳到達時の賃金を 100% として、60 歳以後各月の賃金の割合により算出。

- 1. 61% 未満の場合・・・60 歳以後の賃金 × **15%**
- 2. 61% 以上 75% 未満の場合・・・60 歳以後の賃金 × **0~15%**
- 3. 75% 以上の場合・・・**支給されない**

支給額の例：60 歳到達時の賃金月額が 30 万円である場合

支給対象月に支払われた賃金	支給額	根拠
26 万円	なし	賃金が 75% 未満に低下していないため
20 万円	16,340 円	低下率が 66.7% で 61% を超えているため
18 万円	27,000 円	低下率が 60% であるため

申請書の提出先：会社を管轄する公共職業安定所（申請書類等、詳しくは私までお問い合わせ下さい）

● 年金を増やす手段②（追納制度）

国民年金の免除された期間の保険料は、**10 年以内に後から支払う**ことができます。免除には、**法定免除、申請免除（全額免除、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除）、学生納付特例制度、納付猶予制度**があります。全額免除でなければ免除された残りの分の保険料は納付しなければなりません。さらに 3 年以上経過した期間の保険料を追納する場合は、免除された当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

学生納付特例制度と納付猶予制度の場合は、猶予された期間の保険料を納めないと年金額に反映されませんが、**本制度を活用することにより受給額を増やすことができます**。他には**国民年金の任意加入（60 歳から 65 歳未満の者）**により老齢基礎年金部分の受給額を満額に近づけることも可能です。今回は経過的加算額についてご紹介します。

● 労務 Q&A

Q 割増賃金は、基本給のみ割増賃金率をかけて計算するのですか？計算の仕方が良く分かりません。

A 労働基準法によれば、割増賃金について「通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない」とされています。

その賃金の計算額とは、**基本給のみではなく手当も含まれますが、次に掲げる手当は算入されません。**

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われる賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

但し、項目が家族手当でも実態が能力手当となっていたり、距離に関係のない一律の通勤手当等、不合理なものは算入しなければいけません。

● 助成金情報

<特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）>

雇入れの日の満年齢が **65 歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介**により一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇入れた事業主の方に対して賃金相当額の一部を助成するものです。

様々な要件をクリアした上で対象労働者を雇い入れた日から6ヶ月経過したあと2か月以内に必要な書類を添えて「特定求職者雇用開発助成金 第1期支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する労働局あて提出してください。

<支給額（中小企業の場合）>

対象労働者の1週間の所定労働時間	支給額	対象期ごとの支給額
30時間以上	70万円	35万円×2期
20時間以上30時間未満	50万円	25万円×2期

<ポイント>

※労働者名簿、雇用契約書、出勤記録、賃金台帳等を添付しますので、日ごろの労務管理が大切です。期間内に賃金UP等が生じた場合は、雇用契約書の変更通知を行って下さい。

● 安全衛生特集①（はい作業の危険防止）

製造業等に関し、**高さ2m以上のはい付け・はいくずしの作業**は、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、**はい作業主任者を選任する**必要があります。

職務 ①作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮する

②器具及び工具を点検し、不良品を取り除く

③作業箇所を通行する労働者を安全に通行させるためその者に必要な事項指示する

④はいくずし作業の場合、はい崩壊の危険がないことを確認した後、作業着手を指示する

⑤昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視する

※はいとは・・・倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいいます。

